

平成17年第5回県教育委員会会議
教 育 長 報 告

1 報 告 事 項

「おきなわ県民カレッジ」の開設について

2 内 容 説 明 事 項

①ねらい

- ・ 県民への広域的・体系的な学習機会の提供
- ・ 学習成果及び人材の活用

②意義

- ・ 県民が、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習できる環境の整備
- ・ ネットワーク化による学習機会の拡大
- ・ 県、市町村、高等教育機関、民間等との連携・協力

③内容

- ・ 主催講座（広域学習サービス講座、学校開放講座、自主企画講座）
- ・ 連携講座（国、県、市町村、高等教育機関、民間等で実施している講座を体系化して提供）

*対象は主として県内に居住するもの

④組織

| | | |
|-------|--------------|----------------|
| 学 長 | 知 事 | 県民カレッジを総括し代表する |
| 副 学 長 | 教 育 長 | 学長を補佐する |
| 事務局長 | 生涯学習振興課長 | 事務局を統括する |
| 事務局員 | 生涯学習推進センター職員 | 事務を行う |

| | | |
|-------|--|---|
| 運営委員会 | 学識経験者、実施機関代表者、行政関係者、マスコミ関係者、学習者代表、産業界等 | 県民カレッジの円滑かつ効果的な運営を行うために協議・検討する（講座、講演、シンポジウム等） |
|-------|--|---|

⑤予定

- ・ 4月～学生募集
- ・ 6月 開 講

おきなわ県民カレッジ開設要綱

平成17年3月11日知事決裁

(目的)

第1条 県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、県内の生涯学習関連機関が実施している講座等を総合的に体系化し、県民に生涯学習の機会を効果的に提供するとともに、学んだことを評価・活用する「おきなわ県民カレッジ」(以下「県民カレッジ」という。)を開設する。

(運営主体)

第2条 運営主体は沖縄県教育委員会とする。

(講座の種別)

第3条 県民カレッジは次の講座を開設する。

- (1) 主催講座
- (2) 連携講座
- 2 主催講座は、沖縄県教育委員会が主催する講座で広域学習サービス講座、学校開放講座及び自主企画講座とする。
 - (1) 広域学習サービス講座は、各教育事務所単位で実施するものとする。
 - (2) 学校開放講座は高等学校(県立盲、ろう、養護学校高等部を含む)、専修学校及び各種学校の施設、設備、人材を活用して実施するものとする。
 - (3) 自主企画講座は沖縄県教育庁生涯学習振興課が企画する講座、講演、シンポジウム等とする。
- 3 連携講座は、国、県、市町村、高等教育機関、各種関係機関等が実施し、沖縄県教育委員会が認めるものとする。
- 4 講座の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(受講資格)

第4条 受講者は主として沖縄県内に居住する者とする。ただし、連携講座については第3条第3項の規定する機関が定める。

(学長等)

- 第5条 県民カレッジに学長及び副学長を置く。
- 2 学長は、知事をもって充てる。
 - 3 副学長は、教育長をもって充てる。

(運営委員会)

- 第6条 県民カレッジの運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は10名以内をもって組織し、委員は学長が委嘱する。
 - 3 運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

- 第7条 県民カレッジの事務を処理するために事務局を沖縄県教育庁生涯学習振興課に置く。
- 2 事務局長は、沖縄県教育庁生涯学習振興課課長をもって充てる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民カレッジの運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。